

(仮称) 地域運営協議会設置等検討プロジェクトチーム報告書

～ (仮称) 地域運営協議会の設置等について (案) ～

平成 22 年 (2010 年) 9 月 6 日

◆目 次◆

<u>1 背景</u>	3
<u>2 新組織（（仮称）地域運営協議会）の必要性</u>	3
<u>3 （仮称）地域運営協議会設置の目的</u>	4
(1) 地域住民主体のまちづくり	
(2) 地域の一体感の醸成と住民自治の推進	
<u>4 組織</u>	5
(1) 組織の位置付け	
(2) 組織設置単位	
(3) 協議会の構成員	6
①基礎的構成委員	
②その他の構成委員	7
③構成委員の人数及び任期	
④構成委員への報酬	
(4) 協議会の設立時期	
(5) 協議会の組織名	
(6) 協議会と既存組織との関係	
(7) 組織の見直し	
<u>5 協議会の役割・権限</u>	8
(1) 協議会の主な役割・権限	
①地域まちづくり団体のネットワーク化	
②地域の課題解決のための取り組みを実施	
③市からの政策提案等に対して、地域の意見を集約	
④市政への提案・要望	
(2) 協議会の予算	9

6 協議会と市との関わり方 9

(1) 各行政センター

(2) 本庁各部課等

7 実施へ向けての課題 10

(1) 地域住民の意識の醸成

(2) 協議会委員以外の地域住民の参加

(3) 市役所職員の意識醸成及び市の支援体制の整備

参考資料

1 検討経過 12

2 (仮称) 地域運営協議会設置等検討プロジェクトチーム設置要綱 13

3 (仮称) 地域運営協議会設置等検討プロジェクトチーム名簿 15

4 (仮称) 地域運営協議会設置等検討ワーキングチーム名簿 16

1 背景

国による中央集権の時代を経て、90年代半ば以降、地方分権一括法、地方分権改革推進法などに代表される国から地方自治体への地方分権改革の取り組みが進められてきました。この流れはさらに地域へと進み、地域住民が主役となった「地域主権のまちづくり」の実現を目指す取り組みへと進んできています。

それに伴い、住民に最も近い基礎自治体である市の責務はますます重要になってきています。しかしながら、少子高齢化や長引く不況などから市が抱える課題は山積し、それに比例するかのように市民の行政に対するニーズは複雑で多様化してきています。

こういった様々な課題の解決を図るうえでは、行政だけの取り組みでは限界があり、地域におけるコミュニティ組織の重要性はますます高まっています。

2 新組織（(仮称)地域運営協議会）の必要性

地域には各町内会・自治会をはじめとして、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会など、数多くのコミュニティ組織による活発な活動が行われています。

しかしながら、これらのコミュニティ組織も活動の限界があったり、組織の新陳代謝などの課題も顕在化しつつある中で、地域全体で課題解決を図る組織は一部の地域を除いて存在していませんでした。

現在、「地方分権」の時代から、地方自治体が住民の意思を十分に反映した自治体運営を行うなど、市民が主役となった「地域主権のまちづくり」の時代へと進みつつあります。地域においては、多くの住民自らがまちづくりに関わり、その力を結集させることで各地域の特性や実情に合ったまちづくりを行うといった「住民自治」を具現化する組織の結成が必要となってきています。

また、地域には様々な課題や問題が存在しますが、それは地域に住む住民が一番よく知り、感じています。地域を一番理解している住民が協力しあって、一緒に地域の課題解決を図ること、まちづくりに携わることができる仕組みが(仮称)地域運営協議会です。

3 (仮称) 地域運営協議会設置の目的

「(仮称) 地域運営協議会」(以下、協議会という。)を設置する目的は次のとおりです。

(1) 地域住民主体のまちづくり

住民ニーズの多様化・複雑化が進むなか、地域ごとに必要とする政策にも違いが出てきています。従来の行政が行ってきた全市域画一的な取り組みだけではなく、その地域が必要とする取り組みを適切に実施していくことが市民満足度の向上につながると考えます。

この協議会は、地域をよく知る住民自らがまちづくりに深く携わり、「地域の特色や個性を活かした」「地域のことは地域で決める」といった地域住民主体のまちづくりを実現します。

(2) 地域力の結集と住民自治の推進

地域には様々な課題や問題がありますが、個々の団体の取り組みで解決できるものばかりではありません。地域の中で活動する各まちづくり団体をネットワーク化することによって、各団体間の連携、協力、相互補完が図られます。このように、従来解決することが難しかった課題・問題に対し、地域全体で取り組む、言わば「地域力の結集」により地域の課題を解決します。

また、地域内人材の適切な配置や役割分担などにより、各団体の短所を補い長所を活かす取り組みを行うことで、地域の一体感をより強固なものとし、真の『住民自治』を推進します。

4 組織

(1) 組織の位置付け

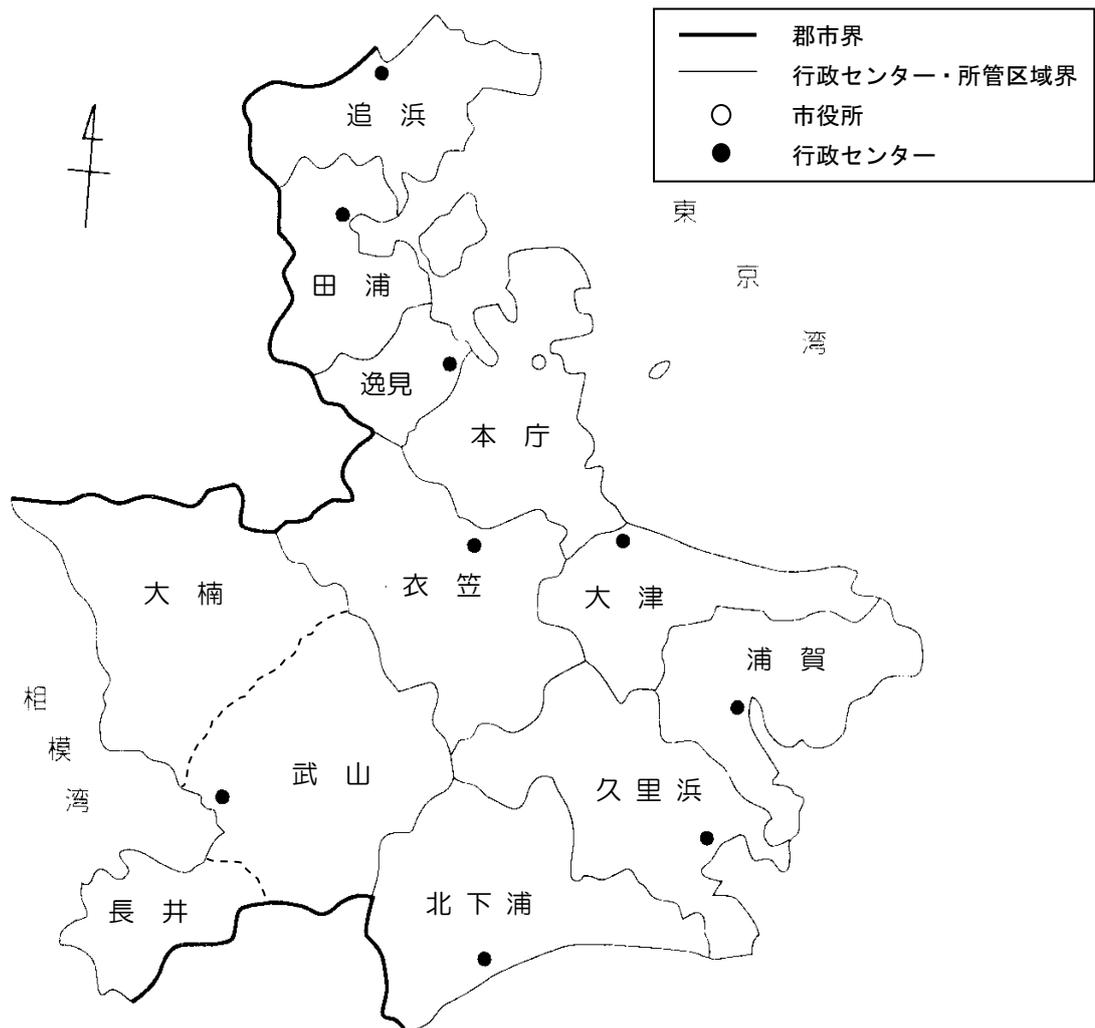
協議会は、地域住民主体のまちづくりを推進するための組織であることから、地域で自主的に設置することとします。市はその設立、運営を支援します。

また、設置にあたっては、地域における中心的なまちづくり活動を担う組織として位置付けるために、市長は組織の認定等を行う必要があると考えます。

(2) 組織設置単位

協議会の設置単位については、地域の課題を共有しやすい範囲である小学校区、中学校区、連合町内会なども検討してきましたが、市域のまとまりや、各行政センターを中心とした活動を行うことを踏まえ、制度開始当初は行政区（本庁・行政センター）を単位として協議会を設置することが望ましいと考えます。

西地区については、歴史的背景などを踏まえ、3つの地区（武山・長井・大楠）それぞれに協議会を設置する方向で検討を図っていきたいと考えます。



(3) 協議会の構成員

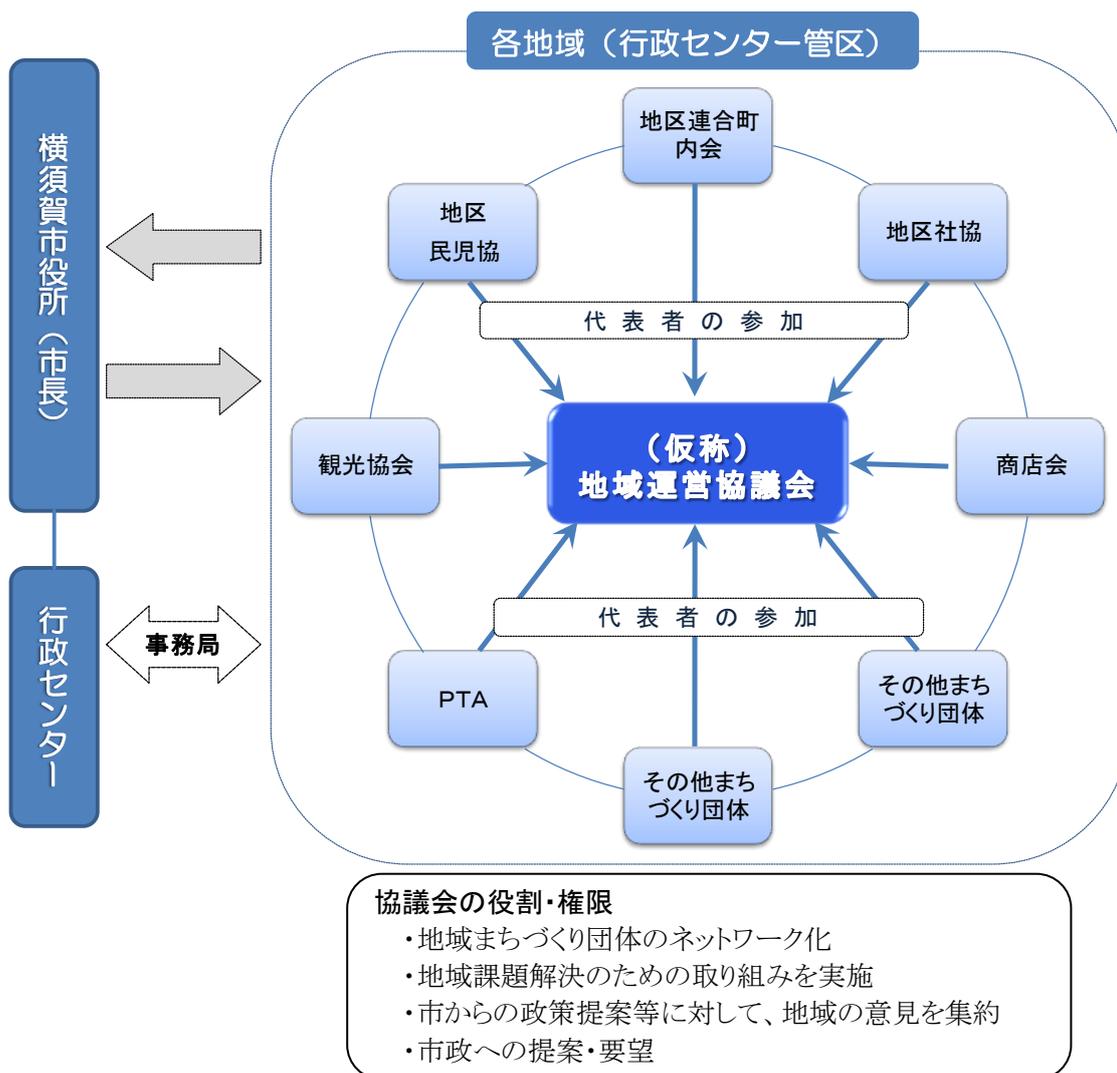
協議会の構成員はその地域に住む住民全てです。しかしながら、協議会の会議を地域住民全員で行うことは現実的ではありません。よって協議会の会議に参加できる委員については、地域のまちづくり主要団体からの代表者を基礎的構成委員とし、地域の実状に合わせてその他の団体からも委員としての参加を求めるとします。

①基礎的構成委員

「各地域に基本的に存在し、多くの住民により組織され、活動が民主的かつ活発に行われている」という理由から、原則として下記団体からの代表者を基礎的構成委員とします。

地区連合町内会、地区社会福祉協議会、
地区民生委員児童委員協議会、PTA、観光協会、商店会

【(仮称) 地域運営協議会の組織イメージ図】



②その他の構成委員

地域の実情に合わせ、必要とする団体（NPOを含む。）からの代表者の参加を求めることができます。

◆基礎的構成委員以外に構成委員として想定される団体

- | | | |
|------------|--------|------------------|
| ・ N P O 団体 | ・ 農協 | ・ 学区青少年育成活動地域連絡会 |
| ・ 老人会 | ・ 漁協 | ・ 体育指導委員協議会 |
| ・ 子ども会 | ・ 保護司会 | ・ 小・中学校 |
| ・ 消防団 | ・ 企業 | ・ ボランティア団体・・・ほか |

③構成委員の人数及び任期

構成委員の人数及び任期については、各協議会で定めることとします。

④構成委員への報酬

構成委員は原則として無報酬を想定しています。ただし、協議会自らの努力によって報酬等を捻出することは妨げません。

（４）協議会の設立時期

平成 24 年（2012 年）4 月ごろを目途に条例等、協議会設立の根拠となるルール整備を行うことを目指します。しかしながら、協議会の設立はあくまでも地域住民の自主性によるものとなりますので、メンバーの決定など設立に向けての体制づくりが整った地域から順次、設立を行っていくこととします。

（５）協議会の組織名

協議会の名称については、本市の各地域の中心になる組織ということから、統一した名称とすることが望ましいと考えます。（例：「地域名＋地域運営協議会」または「地域名＋自治推進協議会」など。）

（６）協議会と既存組織との関係

町内会・自治会をはじめとする既存組織の活動を妨げず、地域の総合的な課題解決に寄与する組織とします。

（７）組織の見直し

設置当初に想定している協議会の運営と、実際の運営には隔たりが生じる可能性があります。よって、協議会設置から一定期間経過後、各協議会から意見等を募るなどし、この協議会の運営がよりスムーズに行えるような見直しを柔軟に行う必要があると考えます。

5 協議会の役割・権限

(1) 協議会の主な役割・権限

① 地域まちづくり団体のネットワーク化

地域における各まちづくり団体のネットワーク化を図り、連携、相互補完、連絡調整などを行います。

活動例：地域全体の課題として、一人暮らし高齢者の見守り活動を実施する際、関係団体がそれぞれ役割分担を行い、地域内の商店、学校、事業者等、様々な協力を得つつ、地域が一体となった活動として取り組むことができます。

② 地域の課題解決のための取り組みを実施

地域の課題を解決するため、より良い解決策を導き出し、地域でできる自主的な活動を行います。

活動例：協議会による地域パトロールを定期的に行い、道路、公園などの不具合をチェックし、危険な状態なものなどがあった場合、張り紙等を行い、その旨を市の担当課に通報等を行います。また、簡易作業で済む場合や、応急処置は協議会自らが実施します。

③ 市からの政策提案等に対して、地域の意見を集約

協議会は、市からの地域への政策提案等に対し、地域住民の意見を集約し回答します。

活動例：地域内に整備を予定している公園について、施設内容に対する地域住民のニーズを把握するため、地域住民の意見要望等の集約を市から求められたときなど、それに対し、協議会として地域住民の意見等を聴取し、地域の意見をまとめたうえで、市に回答を行います。

④ 市政への提案・要望

協議会は、地域の中心的なまちづくり組織として地域住民の意見を集約し、市政への提案や要望などを行うことができます。

活動例：地域内の生活道路において、車の往来が激しく、児童や高齢者などの歩行者が危険であるという場所があった場合に、車のスピードが出しづらい道路形状に変更して欲しいという要望を行うことなどができます。

(2) 協議会の予算

協議会への予算付与については下記の表のとおり下記①～③の全て、または一部を予算として、各協議会に付与することが想定されます。

種別	①運営費	②事業費	③市の実施する事業
使途概要	協議会の会議等にかかる事務等運営費用	協議会自らが実施する事業にかかる費用	地域で必要とする政策のうち、市で予算化すべき事業にかかる費用
予算額案	一律又は人口割、世帯割等	上限額を設定し、その事業費の一定の割合額を補助することとする。 ※残りの事業費は各団体に用意するなどの必要あり。(労働力の金額算定も想定。)	左記事業費上限額を超えるもので、地域で必要とする予算を市の事業費として予算計上する。 (要上限額設定)
支出方法	交付金	補助金	市の事業として予算計上
予算措置	行政センター	行政センター	本庁の担当部課又は、行政センター

※金額の算出方法については、地域の人口や世帯数を基に算出することが必要と考えます。

6 協議会と市との関わり方

(1) 各行政センター

各地域の協議会の事務局は行政センターが担当します。しかしながら、設置後、ある一定の時期において組織の見直し等を行い、組織の自立が成された段階で、事務局機能は協議会自らが担うことが期待されます。また、その際には、地域内の公共施設（コミュニティセンター等）の運営管理の委託等を行うことなども考えられます。

(2) 本庁各部課等

協議会の運営や課題解決において、行政からのアドバイスや意見が求められる場合は、担当部課の職員が会議等に参加し、積極的に支援することとします。

7 実施へ向けての課題

(1) 地域住民の意識の醸成

この協議会は、住民主体のまちづくり、地域自治を推進する組織とするため、地域の方々の理解と協力が必要不可欠です。

また、地域住民にはこれまでも様々な取り組みなどを提案・依頼してきた経緯もあり、行政から新たな負担を強いられるという抵抗感が生まれる可能性も予想されますので、地域の方々への説明、周知はできるだけ丁寧に行っていく必要があると考えます。

(2) 協議会委員以外の地域住民の参加

協議会の会議への参加が可能な協議会委員は、各まちづくり団体の代表者であり、言わば地域住民の一部の方に過ぎません。協議会委員以外の地域住民が、この協議会の活動に加わることができる工夫（広報、広聴、会議の傍聴、意見公募など）が必要と考えます。

(3) 市役所職員の意識醸成及び市の支援体制の整備

この協議会の活動が円滑に進められるためには、行政の支援は欠かせない要素と考えます。そのため、行政センターをはじめとした庁内各部課の職員がこの協議会の活動をよく理解し、支援を行うことができる体制づくりが必要となってきます。

なかでも、協議会の事務局を担うこととなる行政センターの役割はたいへん大きくなることから、機能や権限の強化等を図る必要があります。

参考資料

- 1 検討経過
- 2 (仮称) 地域運営協議会設置等検討プロジェクトチーム設置要綱
- 3 (仮称) 地域運営協議会設置等検討プロジェクトチーム名簿
- 4 (仮称) 地域運営協議会設置等検討ワーキングチーム名簿

1 検討経過

平成21年度

回	月 日	会 議 名	主な検討内容
1	平成21年8月21日	関係課長会議	庁内プロジェクトチームの設置について
2	8月31日	第1回WT会議	地域運営協議会の設置方針の確認
3	9月16日	第2回WT会議	今後の検討の進め方
4	10月15日	第3回WT会議	協議会の目的と役割
5	10月29日	第4回WT会議	協議会の目的と役割
6	11月26日	第5回WT会議	他都市アンケート結果を受けて
7	12月4日	第1回PT会議	来年度予算について
8	12月15日	第6回WT会議	これまでの検討結果の整理
9	平成22年1月19日	第7回WT会議	これまでの検討結果の整理
10	1月27日	第2回PT会議	WT検討結果を受けて
11	2月3日	第8回WT会議	PTからの指摘事項を整理
12	2月15日	PT&WT合同会議	これまでの検討結果の確認
13	3月30日	第9回WT会議	21年度検討結果及び課題確認

平成22年度

回	月 日	会 議 名	主な検討内容
1	平成22年4月23日	第1回PT&WT合同会議	22年度以降の検討の進め方
2	5月13日	第2回WT会議	21年度検討結果の確認ほか
3	6月3日	第3回WT会議	21年度検討案における各課題の整理
4	6月10日	第2回PT会議	WT検討案の確認
5	6月24日	第4回WT会議	各課題の整理
6	7月15日	第5回WT会議	各課題の整理
7	7月29日	第6回WT会議	PT報告書案の作成について
8	8月20日	PT(第3回)&WT(第7回)合同会議	PT報告書案の作成について

※PT・・・プロジェクトチームの略

WT・・・ワーキングチームの略

2 (仮称) 地域運営協議会設置等検討プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 地域住民によるまちづくりを行うための(仮称)地域運営協議会(以下「協議会」という。)の設置とそれに対応する市の行政組織について検討するため、事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)第75条の規定に基づき、庁内に(仮称)地域運営協議会設置等検討プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事項について関係する課等と調整を行いながら検討し、報告書を作成する。

- (1) 協議会の役割、権限及び位置付け
- (2) 協議会の構成員の範囲
- (3) 協議会の設置地域
- (4) 協議会と市との関係
- (5) 協議会に対応する市の行政組織のあり方
- (6) 協議会と既存の公益的地域団体との関係
- (7) その他必要な事項

(組織)

第3条 チームは、構成員10人以内をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる課の課長、行政センターの館長、政策推進部自治基本条例担当課長及び市民部市民協働推進担当課長のうちから市長が任命する。

- (1) 総務部行政管理課
- (2) 財政部財政課
- (3) 市民部市民生活課
- (4) 健康福祉部健康福祉総務課
- (5) 都市部市街地整備景観課

(チームのリーダー等)

第4条 チームにリーダー及びサブリーダーを置く。

2 リーダーは市民部市民協働推進担当課長を、サブリーダーはリーダーが指名する構成員をもって充てる。

3 リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。

4 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第5条 チームの会議は、リーダーが招集する。

2 チームは、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 チームに、第2条各号に掲げる事項の検討に必要な研究を行うため、ワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームは、構成員10人以内をもって組織する。

3 構成員は、次に掲げる課及び行政センター、政策推進部政策推進課自治基本条例担当の主査のうちから市長が任命する。

- (1) 総務部行政管理課
- (2) 財政部財政課
- (3) 市民部市民生活課
- (4) 健康福祉部健康福祉総務課
- (5) 都市部市街地整備景観課
(ワーキングチームのリーダー等)

第7条 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置く。

2 ワーキングチームのリーダー及びサブリーダーは、市長が指名するワーキングチームの構成員をもって充てる。

3 ワーキングチームのリーダーは、ワーキングチームにおいて研究した結果をチームに報告しなければならない。

4 第4条第3項及び第4項並びに第5条の規定は、ワーキングチームのリーダーの職務及び会議について準用する。

(庶務)

第8条 チーム及びワーキングチームの庶務は、市民部市民生活課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、チームのリーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

3 (仮称) 地域運営協議会設置等検討プロジェクトチーム名簿

(◎・・・リーダー ○・・・サブリーダー)

平成 21 年度プロジェクトチーム名簿 (任期：H21.9.1～H22.3.31)

	所 属	役 職	氏 名
1	行政管理課	課長	菱 沼 隆 一
2	企画調整課 (都市政策研究所(政策担当))	担当課長	福 本 眞 和
3	財政課	課長	上 条 浩
4	市民生活課	上席課長	○松 本 明 生
5	市民生活課 (市民協働推進担当)	担当課長	◎渡 辺 孝 夫
6	田浦行政センター	館長(課長)	山 口 均
7	大津行政センター	館長(課長)	高 野 美知子
8	北下浦行政センター	館長(課長)	米 澤 誠
9	健康福祉総務課	課長	岩 間 道 夫
10	都市計画課	課長	鈴 木 智 昭

※所属・役職は任期当時のもの

平成 22 年度プロジェクトチーム名簿 (任期：H22.4.1～)

	所 属	役 職	氏 名
1	政策推進課 (自治基本条例担当)	担当課長	古 谷 久 乃
2	行政管理課	課長	菱 沼 隆 一
3	財政課	課長	上 条 浩
4	市民生活課	上席課長	○水 野 芳 之
5	市民生活課 (市民協働推進担当)	担当課長	◎渡 辺 孝 夫
6	逸見行政センター	館長	三 輪 保
7	浦賀行政センター	館長	高 館 保
8	西行政センター	館長(部長級)	越 後 信 義
9	健康福祉総務課	課長	植 野 不二夫
10	市街地整備景観課	課長	関 根 謙 二

4 (仮称) 地域運営協議会設置等検討ワーキングチーム名簿

(◎・・・リーダー ○・・・サブリーダー)

平成 21 年度ワーキングチーム名簿 (任期：H21.9.1～H22.3.31)

	所 属	役 職	氏 名
1	行政管理課	上席主査	大 石 貴 司
2	行政管理課	主査	福 原 剛
3	企画調整課 (都市政策研究所(政策担当))	上席主査	○黒 澤 一 成
4	財政課	主任	吉 田 裕 一
5	市民生活課	上席主査	◎小 畑 克
6	逸見行政センター	主査	二之宮 由紀江
7	久里浜行政センター	副館長(上席主査)	佐 藤 善 和
8	健康福祉総務課	主査	山 本 芳 宏
9	都市計画課	上席主査	高 野 淳 一

※所属・役職は任期当時のもの

平成 22 年度ワーキングチーム名簿 (任期：H22.4.1～)

	所 属	役 職	氏 名
1	政策推進課 (自治基本条例担当)	上席主査	○大 石 貴 司
2	行政管理課	主査	櫻 井 正 弘
3	財政課	主任	内 藤 一 也
4	市民生活課	上席主査	◎小 畑 克
5	逸見行政センター	主査	二之宮 由紀江
6	浦賀行政センター	副館長(上席主査)	小座野 信 吾
7	西行政センター	主査	菅 原 克 之
8	健康福祉総務課	主査	松 本 博 文
9	市街地整備景観課	上席主査	亀 井 泰 治